

平成 18 年（2006 年）第 3 回市議会定例会本会議（9 月 28 日）

民生常任委員長報告（議案）

ただいま議題となりました議案のうち、民生常任委員会に付託されました

議案第 84 号中付託部分、第 85 号、
第 88 号から第 93 号まで 及び
第 104 号から第 106 号までの 以上 11 件につきまして、
委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9 月 20 日会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、

議案第 85 号 平成 18 年度 横須賀市 特別会計国民健康保険費 補正予算（第 1 号）は、
高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の相違点、保険財政共同安定化事業の本市における効果
についてであります。

議案第 89 号 障害者福祉センター条例中改正については、
現行制度における利用負担額減免対象者の割合、障害児施設での措置継続の法的根拠
についてであります。

議案第 90 号 知的障害者援護施設条例中改正については、
負担上限額の算定方法 についてであります。

議案第 91 号 横須賀市国民健康保険条例中改正については、

入院時生活療養費及び保険外併用療養費の内容、出産一時金・葬祭費の支給額変更による予算への影響についてであります。

議案第 104 号（仮称）こどもセンター新築工事請負契約の締結については、
一時保護所における性別・年齢別に配慮した居室の配置、
駐車場整備が工事に含まれない理由
についてであります。

次いで、討論において、井坂新哉委員から、

「議案第 89 号は、肢体不自由児通園施設のサービス利用料を、当分の間 現在の負担と同じになるような措置を講じていること、議案第 90 号は、負担の上限額を 福祉サービス利用と合算して計算するなど 利用者の負担軽減に努力していることは評価するが、
これまでの障害者施策よりも利用者の負担をふやし、
サービス利用にも制限が加えられ、
地方自治体にその責任と財政的負担を押しつける障害者自立支援法を
具体的に推進する条例改正であるので、
政治的な姿勢として、
議案第 89 号及び第 90 号に反対する」
旨の意見があり、

採決の結果、議案第 84 号中付託部分、
第 85 号、第 88 号、
第 91 号から第 93 号まで 及び
第 104 号から第 106 号までの以上 9 件は
全会一致で、
議案第 89 号及び第 90 号の以上 2 件は

賛成多数で、
いずれも原案どおり可決すべきものと
決定しました。

以上で報告を終わります。